

○9番（福永 啓君） 一般質問を行います。

御船町上野地区に整備が計画されている廃棄物処理施設整備につきましては、これまでも何度も質問をさせていただきましたが、まだまだ町民の皆様、特に地域住民の方々の不安が払拭できているという状況にはありません。環境アセスが始まりました。環境アセスについて、また廃棄物処理施設整備計画自体について、お聞きいたします。

個別の質問につきましては、質問席よりいたします。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の御船町上野地区に整備が計画されている廃棄物処理施設整備計画及び環境アセスメントについて、お答えをいたします。

上益城5町のごみ処理施設建設について、本年1月24日に事業者から熊本県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント手続きの最初の段階である計画段階環境配慮書が公表され、2月24日までの1ヶ月間縦覧がなされました。この間、施設の立地が予定されている町として、事業者に提案するかたちで説明会を2度開催し、制度の概要や配慮書の内容を説明させていただくことで、町民の皆様が事業者に対し、意見が言えるよう取り組んでまいりました。住民説明会では、事業者から配慮書の説明がなされましたが、住民の皆様が特に不安に感じている地下水や交通などの問題を含めた計画段階における配慮事項として選定する項目が少ないと、配慮書の図書自体が複雑でわかりにくい点など様々な御意見をいただきました。

環境アセスメントの手続きは、住民の皆様から事業者への直接意見のほか、環境影響を受ける御船町並びに益城町、県のアセス審査会からの意見を踏まえた熊本県知事の意見を経て、次の段階である方法書に進んでまいります。

今後も事業者により実施される環境アセスメントの諸手続きに対し、環境保全の見地からの意見を適切に述べ、並行して地域活性化などの取組みを地元住民の方々とともに進めていくことで、この事業がよりよい事業となるよう取り組んでまいります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○9番（福永 啓君） 最初に何点か苦言を呈させていただきます。

先日、町長がおっしゃったように説明会がございました。その中で、その資料の表題が「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業計画段階環境配慮書」となってますね。会場からの質問でも、これ廃棄物処分場をつくることは一切書いてないじゃないかと。廃棄物処分場を造るということを隠そうとしているんじゃないですか。ごまかしじゃないですか。そういう厳しい質問もありましたが、業者からは、そんなことはありませんという回答でした。そもそもこの表題、なぜこのような表題になったんでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

環境アセスメントで公表される呼称については、事業名称を含め、その内容についても事業者が作成するものであります。

議員御指摘のとおり、住民の方から事業名称についての質問がなされました。事業者から、この事業名称は現段階の仮称であること、また、資料の内容をご覧いただければ産業廃棄物を処理することを隠す意図はないことを回答されていることです。実際、今回の事業計画は、廃棄物を処理することでエネルギーを生み出し活用する資源循環の取組みであることから、そのような事業名称になったものというふうに考えております。

○9番（福永 啓君） 説明資料は事業者が作ったわけなんですが、あの説明会 자체は町の説明会でした、町主催。それは、町の資料であると、町が製作したと、そういうふうに誤解されても仕方がない、認識されても仕方がないというふうに思います。やっぱり説明会の後ですね、これちょっとこの表題おかしいんじゃないの、何か考えているのか、姑息じゃないのというような意見も直接私のほうに届きました。私もあれを見た瞬間、あつと思ったんですよ。やっぱりそういう感、あつと思わなかつたのかなと私も思いました。こういう部分こそ、町民感情を業者に比べてよく理解できている町として、町がわかってですね、そういう部分こそ指導していくところじゃあるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

ただいま答弁をいたしましたけれども、配慮書の内容については、産業廃棄物、それから一般廃棄物を処理する施設であることが明記をされておりましたので、当方、町としましては問題があるというような認識ではございませんでした。しかしながら、住民の御意見、またそのような御意見を踏まえまして、事業名称については、方法書以降において検討するよう、事業者には求めてまいりたいというふうに考えております。

○9番（福永 啓君） 続きまして、先日のアセスの説明会のとき、町に対する質問の中で、数カ月前に1回説明会が行われました。それからそのときのアセスの説明会までの間に、町は何をしてきたんですかというような質問がありました。そのときに、なんか的確な答えがなくて質問された方は、その間、町は何もしてこなかつたんですかというような受け取られ方をされかねないような返答だったなというふうに思うんですよね。しかし私は知っています。今回も議会とかの、幾度となくこのような結構厳しいやり取りがなされ、実際に産業厚生常任委員会でもほかの、他県の廃棄物処分施設に視察に行ってます。そして一部事務組合でも視察に行ってますよね。そして、それには全て執行部が一緒に行って、同じく視察研修を行っています。また、部内のいろんな検討等も行われているはずです。

そのようなことをやっているにもかかわらず、どうもなんかその間、御船町は何もしなかったんだよみたいに受け取られかねなかつたと思うんですが、その辺りについてはちょっと不用意じゃなかつたんじやないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

先日の説明会での答弁につきましては、7月28日の住民説明会以降に住民の方を対象としました説明会であったり、座談会などを開催したのかというような趣旨の質問であるというふうに捉えての答弁でございました。議員御指摘のとおり、施設の立地が予定されている町としまして、議会への説明、それから検討本部での検討など、様々な取組みを行ってまいりましたので、そのような部分をお示しするべきであったと感じております。

○9番（福永 啓君） 町長になんですけど、これ今でも言われるんですよ。昨年なんですが、計画変更が協議されるようになったすぐ後ですね、第1回目の説明の場において、本来このような説明会を開く必要はなかったんだけど、このまま突っ走ってもよかつたんだけどというふうな捉えかねない、そういうふうに捉えられる発言が町長からありました。この発言については、その場で県の担当者から、町長の発言に真意を推し量ったような説明もありましたが、今でもこの発言に対する批判の声を私は耳にします。

改めて、なぜこのような発言になったのか、発言の真意は何か、説明を求める。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

私の発言が私の真意と違ったかたちで皆様に誤解を与えてしまったことに対しまして、改めてお詫びを申し上げたいというふうに思います。また、今でも当時発言したことに対して批判があることには、真摯に受け止めていきたいというふうに思います。

重ねて答弁となりますが、私は上野地区の住民の皆様への最初の説明は、地元の町長として最初に私がすべきであると、その思いから、協議会などの主催ではなく、御船町主催での説明会を開催させていただきたいということを申し上げたかったという思いでいっぱいありました。

○9番（福永 啓君） 理解できました。

これまで幾つか苦言を呈しました。これらの問題点は、本来廃棄物処分施設建設の本質ではないんですね。しかし、廃棄物処分施設に関しては、漠然とした不安を持っていらっしゃる町民の方々も少なからずいらっしゃいます。そういう不安を持つ町民の方々の心に寄り添った、感情に寄り添った対応で進めていくことが、逆に本質の課題解決につ

ながるんではないかというふうに思うんですね。

先日の説明会で、閲覧資料ですか、1部しかありませんよとか、写真で撮らせてくれませんでした。何ですかというような質問がありました。これについて早速改善が図られていました。これについてよかったですと思ったんですよ。これね、たとえ今後写真を撮る人が現れなくても、結果的に一部で間に合ったとしても、町民の方々は私たちの声はやっぱり町に届いているんだなということを感じていただくことは非常に大切だと思います。

さて、本題なんですが、環境アセスに関する質問に移ります。

まず、環境アセスに対する町の基本的立場について、わかりやすく御説明ください。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

環境アセスメントは、熊本県環境影響評価条例に基づきまして、事業者が熊本県や住民の方などの環境保全に関する意見を聞きまして、よりよい事業計画をつくりあげることを目的に実施がされるものです。意見の提出については、熊本県や住民の皆様は、事業者に対し直接意見書を提出することとなりますけれども、御船町は事業者に対し、直接意見をするのではなくて、県知事からの意見照会を受けて、事業計画がより環境に配慮された計画となるよう、環境保全の見地からの意見を提出することとなります。

また、当該事業によりまして、環境における範囲であると認められる地域を管轄する御船町と益城町につきましては、方法書以降も縦覧場所が設置されることに加えまして、事業者が開催される説明会の会場になることが想定されますので、周知など、情報発信に積極的に携わってまいります。

○9番（福永 啓君） 環境アセスは基本的に業者が行うことなんですが、町は事業に出資を予定してますよね。そうしますと、事業者側の立場にもあるということではないでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

出資につきましては、これまで説明をさせていただいておりますとおり、事業者による廃棄物処理が適正に行われるために、監視の手段等を確保することを目的に予定をしているものであります。出資を行うタイミング、それから出資額の詳細については決まっておりませんけれども、少なくとも事業者による環境アセスメントの結果、必要な環境保全対策が講じられることなど、5町が事業計画を適切と判断をして、立地協定や環境保全協定を締結したこととなります。このことからも、現在の環境アセスメントの実施段階

においては、町は事業者に対し、住民の皆様と同様に環境保全に関する意見を提出する立場ということとなります。

○9番（福永 啓君） 現在、住民と同じ立場ということなんですが、必要な環境保全対策が講じられていると確認できなかつた場合はどうするんですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今後、環境アセスは方法書、準備書というふうに進んでまいります。今後、準備書段階において環境基準を満たしていないなど、環境アセスメントの評価に基づきます環境保全対策が講じられない事業計画であった場合、またある場合については、事業者に対して必要な対策を講じるよう求めることになります。

また、事業者により必要な環境保全対策が講じられず、著しい環境影響が生じることが明らかである場合につきましては、5町は当該事業計画を適切とは判断をいたしません。

○9番（福永 啓君） としますと、まだ計画の白紙撤回もあり得るということなんですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

当該事業につきましては、今後約3年半をかけて実施される環境アセスメントを通して、具体的な事業計画が検討され、その結果等を踏まえまして、廃棄物処理場設置にかかる許認可手続きが行われていくものであります。

したがいまして、現段階で事業実施が確定しているものではありませんので、議員御指摘の部分、今後の白紙撤回を含め、多様な可能性があるというのは事実でございます。

ただし、環境アセスメントの制度については、その調査の結果によりまして、事業計画を白紙撤回をさせるような許認可制度ではございません。事例として、環境アセスメントの結果、著しい環境影響が生じることに対し、事業者が対策を講じられないなど、事業者の判断によりまして事業撤回がなされるという場合はございます。

しかし、その場合、上益城5町が抱える一般廃棄物の処理に伴う課題は残ることになりますので、引き続き当該事業が環境に配慮され、適正に処理が行われるよう、町として適切に意見を提出してまいります。

○9番（福永 啓君） それでは、今後、環境アセスが今始まったばかりなんですが、それから予定、あくまで予定なんですが、供用開始、もし供用開始されたとしたら、それまでに想定されるスケジュールの中で、町は具体的にどのようなかかわりを持っていくんでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

町は環境アセスメント手続きである方法書、準備書の各段階におきまして、調査、予測、評価等の方法や結果等に対する意見書を熊本県知事に対して提出をしてまいります。

また、事業者が公表する方法書、準備書、評価書段階においても縦覧場所が設置される予定となっております。

環境アセスメントの結果、当該事業が環境に配慮され、その結果が適正であると5町が判断した場合には、環境や立地に関する協定を事業者と締結することを予定しているところです。その後、当該事業が事業化となった場合には、供用開始までに町は一般廃棄物の収集・運搬・処分業の許可に関する一般廃棄物を運搬する事業者及び一般廃棄物の処理を行う民間事業者に対する手続きが生じてまいります。また、一般廃棄物処理の設置、産業廃棄物の処理施設の設置、それから産業廃棄物の収集・運搬・処分に関する許可等については、熊本県が行う手続きとなりますが、町の事前協議が必要なものもありますので、その部分については適切に対応してまいります。

これら以外にも、土地造成、それから施設建設などに伴いまして、建築基準法、農地法、森林法など、様々な関係法令に基づきまして、御船町への届出、それから熊本県の許認可などを伴う手続きが多くありますので、町が関与する部分につきましては、あらかじめ整理をし、適切に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○9番（福永 啓君） 今後は様々な手続きが予想されるわけなんですが、ちょっとまたそもそも論なんんですけど、環境アセスの説明会で出た意見の中に、「人口減少社会にあって廃棄物の量が減っていくんではないですか。人口減少による廃棄物減少に加え、さらに町民が廃棄物の量を減らす努力をすれば、そもそもこのような計画のような巨大な施設をつくる必要がないんではないか」というものがありましたが、そのような意見について、執行部はどのように考えますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

環境省が公表しております最新の一般廃棄物処理事業実態調査によりますと、全国的なごみの排出量は減少傾向にある一方で、第5期熊本県廃棄物処理計画における県内のごみの排出量は、平成24年頃までは微減の傾向にありましたけれども、以降は横ばいの状況であります。人口が減少している熊本県において、人口減少が必ずしも廃棄物の減少につながっていないということは、この統計からもわかります。

当該事業における施設の処理規模につきましては、事業者が説明会で回答をしておりますとおり、事業者が県内の人口の推移、それから産業活動などを予測して、また域内処理ができずに県外へ搬出されている廃棄物の量なども考慮されて規模を設定されているものになります。

一方で、議員御指摘のとおり、廃棄物発生の抑制につきましては、循環社会の形成のために重要な取組みであるというふうに認識しておりますので、計画される施設の規模以下にかかわらず、町において町民の方と一緒に取り組んでいくものであるというふうに考えております。

○9番（福永 啓君） では、リサイクルについてはどうでしょうか。御船町のリサイクル率、これは県内でも決して高くはないんですね。町として、さらにリサイクルは推進していくべきではないでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

御船町のリサイクル率は、令和2年度の直近の数値が23.7%と県内市町村で19番目、県内平均の21.7%をわずかに上回っている状況であります。平成26年度頃までは10%前後の県内でも低いリサイクル率でありましたけれども、平成27年度以降、焼却灰のリサイクルを部分的に開始をしまして、令和2年度にはその全量をリサイクルにしたため、リサイクル率が大幅に向上したというような経緯がございます。

他方、御船町よりリサイクル率が高い自治体においては、生ごみのたい肥化、それから可燃ごみの固形燃料化に取り組んでいるということを確認しております。

議員御指摘のとおり、廃プラなど一般廃棄物におけるリサイクルの推進は町の重要な役割でありますので、今後、組合や組合を構成する甲佐町とも協議をしながら、さらなるリサイクル率向上に向けた取組みを進めてまいります。

○9番（福永 啓君） リサイクルを推進していくには、ごみの量は減るんじゃないでしょうか。計画されているような巨大な施設が逆に町のリサイクル推進の障害となるようなことはないんでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

まず、議員御提案のリサイクルを推進すれば、ごみの量も減るのかという部分についてですけれども、リサイクルを推進すれば、焼却するごみ、それから埋立てごみに関しては減少していくということが想定されます。また、有価物売買に伴います収入増も期待で

きます。

一方でリサイクルについては、個人や事業者などから回収した資源物を含む廃棄物をいかに再利用につなげるかという取組みでありますので、リサイクルの推進自体が資源物を含めた廃棄物の排出を抑制すること、また排出量の総量の削減に直結するものではないというふうに捉えています。

次に、今回計画がされている施設が町のリサイクルの推進に障害になることがないのかという御質問ですけれども、今回の計画地内に整備が予定されております施設につきましては、焼却施設だけではなくて、廃棄物を破碎分別しますリサイクル施設、生ごみによりますたい肥化施設、メタン発酵施設が設置をされる予定となっておりまして、これら施設は資源物として持ち込まれた廃棄物を極力焼却をすることなく資源循環を行うための施設でございます。

のことからも、町のリサイクルの取組みが進むことはあっても、議員が御懸念されている障害になるということはないというふうに考えております。

○9番（福永 啓君） 私もこの質問、客観的にリサイクルが減るんじゃないかと思ってですね、私もこの質問をする前に、リサイクルの最先端地であります鹿児島県大崎町について少し調べてみました。一般廃棄物の80%を超えるリサイクル率を達成している、これを続けて達成している大崎町において、リサイクルに取り組む前と取り組んだ後では、埋め立てごみの量、これは格段に減っています。そして、廃棄物処理に係る経費も大幅に軽減されています。また、リサイクルの有価物の売却益は町に還元されて、町の事業に直接活用されています。

ところが、逆に1人当たりの廃棄物、排出量につきましては逆に増えているんですね。これは混ぜればごみで、分ければ資源となる考え方方が徹底されているので、資源確保、リサイクルに充てる資源確保という意味で、必然的にそうなるんじゃないかなというふうには思います。

御船町において、これまで町民の方々はリサイクルに真剣に取り組んできていらっしゃいました。しかし、リサイクルで得た利益ですよ、これは一部事務組合の経費に充てられて、リサイクルの成果が実際に、当番とかやっていらっしゃる方々、町民に見えにくい状況なんです。これではリサイクルに対するモチベーションは上がらないと、新たな計画では、例えば大崎町のように、見える形でリサイクルの成果を町民に還元していくこと、

これはできませんか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

現在、リサイクルステーションにおける分別収集を始め、町が決めました、ごみ出しルールに御理解、御協力をいただいていることに対し、改めまして感謝を申し上げます。

アルミや古紙類などといった有価物の売却による収益は、議員御指摘のとおり、組合の運営費に充当され、御船町や甲佐町の一般廃棄物の処理を行うための安定的な財源として活用をさせていただいているところです。

ただいま議員が御提案されているリサイクルの結果が直接、町や住民に還元されていることが感じられるような取組みにつきましては、現在の仕組みを根本的な部分から見直す必要もあります。様々な調整が必要となってまいります。ただし、そういった取組みが住民の皆様のリサイクルへの意識の高揚につながる重要な御提案の部分でございますので、先ほど御紹介いただいた大崎町の事例なども含めまして、先進的な事例を踏まえながら、今後研究をさせてもらいたいというふうに考えています。

○9番（福永 啓君） ですから根本的に見直すチャンスだと思うんですね、私は。やはり成果が見えないと、リサイクル意識の高揚は難しいですよ。決められているからやる、地球環境のためにやるだけでは、やはりリサイクルは進みにくいと思います。見える形でリサイクルの成果を住民に還元することは大変重要だと考えています。

さて、リサイクルから離れて、またそもそも論になるんですが、自治体に義務づけられているのは一般廃棄物の処理ですよね、処理処分ですね。産業廃棄物は、それを生み出す事業者が責任を持って処分すべきであり、一般廃棄物の処分場計画を変更して、産業廃棄物を共に受け入れるべきではないのではないかという意見は、やはり根強くあるんだと思うんですよ。これについては、どのように思いますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

これまでの上益城5町によります最終処分場を含めました一般廃棄物処理施設整備の計画を、民間事業者によります産業廃棄物と5町の一般廃棄物を処理する計画に変更した理由については、当該事業が5町の財政面、それから周辺の環境面の課題を解決し、当町にとっても税収のみならず、地域活性化などが期待される非常に有効な事業であると判断したからでございます。

確かに、議員が御指摘されたように、法律上、自治体に義務づけされているのは一般

廃棄物の処理であり、産業廃棄物に関しては処理できるというような規定があるのみで、処理が義務づけられているものではございません。しかしながら、熊本県の廃棄物が県内で処分がしきれていないという現状、それから将来にわたる廃棄物の適正処理を考えたときに、産業廃棄物と一般廃棄物と同じ民間の施設で処理する当該事業につきましては、一般廃棄物の課題だけではなくて、廃棄物処理を取り巻く多くの課題解決につながる可能性が高い事業であるというふうに捉えております。

今後、この事業が全国におけるモデルケースになることが期待できるものというふうに考えております。

○9番（福永 啓君） 続きまして、環境アセスの説明会でも、事業者は再三「地元還元」という言葉を多く使われていました。処分場で生み出される電気に対しましては、「地元還元じゃないんじゃない、それは売電で事業者が潤うだけじゃないんじゃないですか」というような意見も出ました。それに対して事業者側からは「難しい部分もありますけれども、新電力会社を立ち上げて、町内進出企業に対し電気を供給できるようなことも考えています」といったような答えもありました。仮に、新電力会社を立ち上げるのであれば、現存する九電の送配電網を利用して、地域に対して電力を供給することも可能ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。千葉とかでは、日本を含め、世界各地でガス代が高騰する中、地面から湧き出る天然ガスを利用して4割安ですよ、ガスを一般家庭に供給、ガス代の安さを売り物にして移住者を呼び込もうとしています。

例えば、中山間部に限っても構わないと思うんですが、地域の一般家庭や事業者に対して、割安の電気料を供給することができれば、それこそが地域貢献であり、中山間部の活性化にもつながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

電気や熱の活用については、これまで事業者から可能性を含めていろいろな発言がなされているところです。

ただいま議員が御提案の方法につきましては、御船町にとりましてもまさに理想的であります。地元に直接エネルギーが還元されることで、移住定住など地域の活性化に大きく寄与するものであります。

一方で、発電した電力を直接一般家庭に供給する仕組みにつきましては、クリアをしなければならない課題も多くあるというふうに聞いております。事業者によります地域還

元につきましては、御船町に最大の恩恵がもたらされるよう、電気や熱の活用に限らず、事業者による地域貢献なども含めまして、今後の事業者との協議で求めてまいりたいというふうに考えております。

○9番（福永 啓君） 続いて、利用水の問題なんですが、基本計画は、その最初の計画の中に井戸水の利用のみでしたよね。雨水に関しての利用計画はありませんでした。井戸水の場合は、たとえ揚水試験を行ったとしても、周辺地域の水脈低下に対する懸念が完全に払拭できるわけではないと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

地下水の件についてですけれども、熊本県地下水保全条例に基づきます地下水採取の許可手続きにおいては、周辺の地域に地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与える恐れがあるかどうかにつきまして、12時間以上の連続揚水試験を行った結果、地下水位の安定が確認されるか、また回復試験を行った結果、地下水の水位が揚水試験前の推移まで回復するかなどが考慮され審査をされます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、この許可をもって将来にわたって地下水への影響がないというふうに確約されるものではありません。町としましては、事業者に対し、第一に地下水利用をさらに抑制すること、また涵養に努めることを強く意見してまいります。

○9番（福永 啓君） 地下水なんですが、無尽蔵にあるものではなく大切な資源なんですね。一方で雨水、雨水に関しましては、ここで利用したからといって、ここで雨が降らなくなるというのは正確なものではないんですね。まさに天の恵みです。降水確率、これを英語で何て言うかご存じですか。降水確率なんですが、一般的には「chance of rain」と言いますよ。日本はチャンスに恵まれている国だと思います。このチャンスを利用しない手はないと思います。安定的な雨水利用のシステムは既に確立されているんですね。いろんなところで出されています。このチャンスを利用すれば、利用水に関する懸念は払拭できるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、施設の利用水につきまして雨水が活用されている焼却施設というものについては、当方でも確認をしましたが珍しいものではございません。雨水の利用を含めて地下水利用を抑制するための方法を検討するよう、環境アセスメントなどを通し

て意見をしてまいります。

○9番（福永 啓君） 2点ほど提言いたしました電力の一般家庭向けの供給にしろ、雨水の利用にしろ、これねやっぱりコストが伴うんですね。ですので、営利企業である事業会社にとっては慎重にならざるを得ない面もこれがあるんでしょう。しかし、双方ともできることに越したことがない。これは明らかなんですね。以前の一般質問でも申し上げましたとおり、今回の計画は、まさに先義後利の計画だと思います。コストや利益を優先するより、本当の意味での地域貢献や地域懸念払拭を優先して行うことこそが、結果的に事業の営業的成績にもつながるんじゃないかというふうに思うんですよね。

最後に町長にお聞きします。今回の計画変更に対して、反対の声や懸念する声もありますが、どのように考えてていますか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

前回の一般質問でもお答えいたしましたが、美しい上野地区の、また中山間地域の自然を守りたい、将来に残していきたいという思いは、私自身、一番強く思っているというふうに思っております。今、反対や懸念されている方々の声の中には、多くの有用かつ貴重な御意見があり、施設の立地が予定されている町としての気づきにつながってまいりというふうに思います。

今後も今回の事業計画案に対し、反対や懸念の声を上げていらっしゃる方々が、将来あのときに反対してよかったですなどと、やはり思っていただけるような、気づきを私たちは形にしてまいりたいというふうに思っております。地域の方々と共に学び、共に考え、共に進んでまいりたいと思います。

○9番（福永 啓君） 続きまして、話題を変えまして、小規模事業者に対する支援策について質問いたします。

コストコ効果もあり、御船町の企業立地は進んでいると感じます。また、事業者の御船町に対する進出意欲も高いように感じます。一方で、企業誘致に関しましても、商工業の振興策に関しましても、小規模事業者に対するものが抜け落ちているんじゃないでしょうか。御船町商工業の基幹である小規模事業者に対する起業創業支援や、小規模事業者に対する振興策をどのように考えているのかお聞きいたします。

○町長（藤木正幸君） 中小規模事業者に対する支援策について、お答えをいたします。

全国の中小企業と小規模事業者の状況は、国内企業の約98%を占め、雇用の約70%を

担っている現状であります。中小企業や小規模事業者は、これまでの経済活動を通して、地域の歴史、伝統、文化を育み、地域社会全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域社会の担い手として地域の発展を支えてきています。

一方で、国際化や少子高齢化の急速な進展、人口減少社会の到来など、社会構造が大きく変化する中、中小企業や小規模事業者は極めて厳しい経営環境にあり、そのことが地域社会全体に与える影響は、非常に大きいものであります。

このような状況を受け、国では平成11年に中小企業基本法を抜本的に改正し、中小企業や小規模事業者の成長と発展を図っています。本町では、平成14年から事業者が店舗の新築や改修などに必要な資金の融資に対する利子補給の支援を行い、町内事業者の成長と発展を図ってまいりました。

今後も活力と希望溢れる御船町を築くために、意欲ある中小企業や小規模事業者を町としてしっかりと支援していくことが重要であると考えます。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○9番（福永 啓君） それでは、町長にまた質問をいたします。

コストコやホテル温浴施設等、商業施設ですね。あと木倉の貸倉庫などなどの誘致に成功し、町長は台湾にも企業誘致関連のプレゼンに行かれました。企業誘致に関する補助金も増額されました。御船町の企業誘致は、かつてないほどに進んでいると思います。一方で、やっぱり御船町の商工業者に対する振興策はどうなっているのかなというふうに思うんですね。小規模商工業者に対する起業支援、創業支援というのはあるのでしょうか。御船町の商工業における基幹産業は、地元に根付いた小規模事業者ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

熊本地震からの復興のシンボルとして、コストコの誘致に続き、複合型宿泊施設、木倉の貸倉庫など、町にとって大型の企業誘致が成功し、T S M Cに関連して、台湾からの企業誘致にも取り組んでいるところであります。

一方で、私が就任当初から一貫して、御船町の商工業における基幹産業は、地元に根付いた小規模事業者であるという考えに変わりはありません。熊本地震により町内の中規模事業者が大きな被害を受けた際には、町内の事業者は全て御船町にとってなくてはならない事業者であるという観点から、前例のないかたちではありましたが、町内の事業者で

あれば、事業の規模や職種にかかわらず、誰もが参加できる地域の基幹産業集積型復興グループ「オールみふね、恐竜の郷復興プロジェクト」の設立を進め、グループ補助金を活用した復旧・復興事業を推し進めてまいりました。

先日、復興グループリーダーと共に経済産業省を訪れ、復興支援の御礼と事業報告を行ってまいりましたが、その際には、経済産業大臣、中小企業庁長官との面談に加えて、担当課の課長や若手職員に対して約1時間、事業報告、質疑応答の場を設けていただきました、御船町の商工業の復旧・復興、特に小規模事業者に対する復旧・復興に大変高い評価をいただき、逆に私が驚いたところでもあります。国ともしっかりととした絆が築けましたので、今後も御船町の小規模事業者に対する復興及び小規模事業者に対する起業支援、創業支援を行ってまいりたいと思っております。

そのためにも、まず御船町の商工業に対する振興基本条例の制定に取り組んでまいります。

○9番（福永 啓君） 今、おっしゃった、私もオール御船の一員です。先日の経産省の訪問に同行いたしました。驚きましたよね。大臣、長官、担当課の課長及び若手職員まで、本当に熱心に話を、御船町のために集まつてもらってですね、なんかほかの町と一緒にではなくて、御船町のためだけに集まつてもらって、本当に熱心にお話を聞いていただきました。そして、「御船町のようになるためにはどうしたらいいんですか、何かアイディアはありますか」みたいなことまで質問まであったぐらいですね。間違いなく御船町は大きな信頼を得たと、それを感じました。その話の中でも条例の話が少し出たかなというふうに思います。確かに、自治体にはきちんと商工振興に関する条例をつくっていただいて、私どももそれに合わせてしっかりと支援していかなければみたいなニュアンスだったかなというふうに思います。

町独自の商工振興策でしたら、別に条例がなくてもできるんです。しかし、国や県の制度を利用する場合、今後はまず町の方針、指針となる条例制定が必要不可欠になってくる流れだというふうに感じています。先ほど条例制定については取り組むと表明していました。

では、いつ議会に上程する予定ですか。

○商工観光課長（河地克敏君） はい、お答えいたします。

中小企業の振興基本条例につきましては、地域の雇用や経済を支える中小企業等の振

興を明確化するものであります。明確化していく中で、他自治体の状況等や関係団体との調整を行い、よりよい条例にしていく必要がありますので、9月までには議会に上程できますように、しっかりと取り組んでまいります。

○9番（福永 啓君） 9月ですか。今予定している条例は、ある意味理念条例ですよね。具体的な商工振興策や起業支援、創業支援が組み込まれているものではありませんよね。条例に実効性を持たせるためには、条例に基づき、小規模事業者に対する具体的な振興策や起業支援、創業支援が必要なわけですが、条例が9月でしたら、その条例に実行をもたせる支援策がさらに遅れることにはなりませんか。振興策はいつ、どのようなものを予定していますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

御指摘のとおり、振興基本条例につきましては、理念的な条例ですので、実効性を持たせるためには、支援策を整備しまして、議会で予算を議決していただく必要があります。町としましてどこから取り組んでいくのか、どの取り組みが効果的かをしっかりと調査する必要がありますし、関係団体とも調整する必要があります。もちろん、議会からも御意見をいただきながら、お示しできる具体策があれば、条例の上程と同時期の9月頃までにはと考えているところです。

○9番（福永 啓君） 私は、とりあえず条例だけ先につくってしまいなさいよ、9月じゃ遅すぎますよと言おうと思っていたんですけど、条例の具体的支援策も同時期に計画されているということでしたら、それでよかったなというふうに思います。

小規模事業者に対する支援に関しては、先進地研修にも行きました、これは町長も行かれているんですけど、東川町の例が大変参考になると思います。ここは小規模事業者に対する起業補助金に加えて、既存の店舗のリフォームに関する補助金もあるんですね。補助によっては、申請すればできますのではなくて、ちゃんとその町には環境、景観条例がある。その景観条例にマッチしたものですかというのが条件になっています。あと1つ面白いのがですね、商工会の加入が条件になっているんですよ。だから、地域で一緒にやっていきましょうねという事業にはその補助が出されるという、いろんな工夫が実際にされています。地域に溶け込む工夫ですね。

そもそもこれ東川の条例なんですが、これは基本条例ではなくて、産業振興支援条例となっていて、単なる理念条例にとどまらず、具体的な支援が条例に盛り込まれているん

ですよ。東川町なんですが、北海道の札幌近郊じゃないんですよ、旭川なんですよ。大都市近郊でもなく、地理的には決して有利ではないと思われる東川町なんですが、人口が増えています。そして地方創生のモデルケースとして、マスコミや学術研究でたびたび取り上げられています。やはりこのような町には、学ぶことが大変多いと思いますので、ぜひ参考にしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） 情報提供ありがとうございます。ぜひ参考にさせていただきます。

○9番（福永 啓君） やはり、最初、町長答弁のとおり、御船町の商工業を担っているのは、地元に根付いた小規模事業者であることは間違いないというふうに思います。企業誘致や創業支援に関しましても、自助努力が難しい小規模事業者に対するものは欠かせないというふうに考えます。

最後に町長、御船町の小規模事業者及びこれから御船町に起業、創業を考えている小規模事業者に対しての思いをお聞かせください。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

本町のほとんどの事業者が小規模事業者になります。小規模事業者は、これまで経済活動を通じて本町の発展を支えてきていただきました。一方で、国際化や少子高齢化など、社会情勢の変化で小規模事業者は厳しい経営環境にあり、そのことが地域全体に与える影響は、非常に大きいものだというふうに思っています。町といたしましても、意欲ある中小企業や小規模事業者をしっかりと支援し、中小企業や小規模事業者の振興を行政運営の主な施策の1つとして取り組み、活力と希望あふれる御船町を築いていきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） 以上で、終わります。